清瀬市シンボルマーク制定に関する規程

平成12年10月1日訓令第46号

改正

平成17年11月30日訓令第70号

(制定)

第1条 清瀬市シンボルマーク (以下「シンボルマーク」という。)を次の図案のとおり制定し、名称をキラリとする。

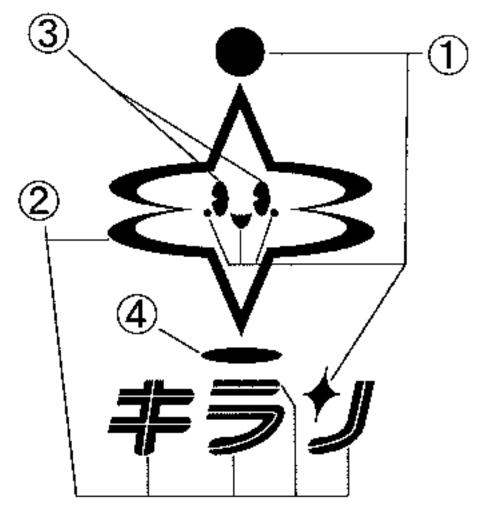


(図案の色及び形状)

- 第2条 清瀬市シンボルマークの図案の色及び形状は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 図案の色

ア カラーの場合、赤、緑、黒、青の4色を使用し、その色あいは次のとおりとする。

① 赤 ② 緑 ③ 黒 ④ 青



1	赤	マゼンタ100%	イエロー100%
2	緑	シアン 85%	イエロー100%
3	黒	ブラック100%	
4	青	シアン 100%	マゼンタ70%

イ 単色の場合、次のとおりとする。

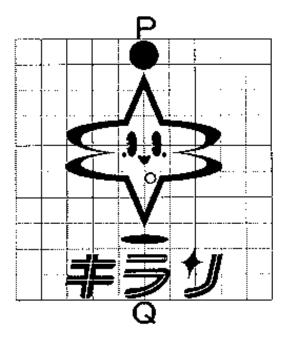
(ア) 単色に濃淡をつける場合

- ① 赤を単色45%とする。
- ② 緑を単色100%とする。
- ③ 黒を単色100%とする。
- ④ 青を単色45%とする。

(イ) 単色に濃淡をつけない場合

- ① 赤を単色100%とする。
- ② 緑を単色100%とする。
- ③ 黒を単色100%とする。
- ④ 青を単色100%とする。

(2) 図案の形状





- ① 図案の左右に対する中心線を点P、Qを通る垂線PQとする。
- ② 垂線 PQの中心点をOとし、Oを基準に垂線 PQを10等分した長さを1とするますを単位とした方眼をかぶせ、図案の形状を特定する。

(シンボルマークの使用)

- **第3条** シンボルマークの使用は、第1条に定める図案又は第1条に定める図案のうち名 称の文字を除いた形態の図案を使用するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、シンボルマークの使用手続等に関する必要事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日訓令第70号)

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。